

## ○茨城県企業局建設工事等予定価格事前公表に関する実施要領

(平成14年4月1日施行)

改正 平成14年7月8日

平成16年4月1日

平成16年9月1日

平成18年5月1日

(趣旨)

**第1条** この要領は、茨城県企業局会計規程(平成5年茨城県企業管理規程第5号。以下「会計規程」という。)付則第2項の規定に基づき、建設工事(以下「工事」という。)及び茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程(平成8年茨城県企業管理規程第15号)第2条に規定する建設コンサルタント業務(以下「委託業務」という。)の委託に係る入札執行前に予定価格を公表する場合の手続について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平成14年7月8日・平成16年4月1日・一部改正)

(公表方法)

**第2条** 会計規程第97条(第107条において準用する場合を含む。)の規定により予定価格を設定した後、次の各号により予定価格を公表又は通知するものとする。

(1) 政府調達に関する協定(WTO)に係る一般競争入札に付する場合

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告(以下「公告」という。)において、当該入札の予定価格を記載することにより公表するものとする。

(2) 一般競争入札(WTOを除く。)に付する場合

公告において、当該入札の予定価格を記載することにより公表するものとする。

(3) 指名競争入札に付する場合

茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準(平成8年茨城県企業局訓令第1号。以下「監督規準」という。)第9条(第80条において準用する場合を含む。)の規定により指名業者に通知するときに、予定価格の事前公表調書(別紙様式。以下「公表調書」という。)を添付して予定価格を通知するものとする。ただし、電子入札に付する場合にあつては、茨城県建設工事等電子入札システムにおける入札情報サービスに予定価格を掲示して通知するものとし、指名業者への通知に公表調書を添付することは要しないものとする。

なお、工事の入札(郵便入札(入札を郵便によるものに限った入札)及び電子入札に付する場合を含む。)にあつては、指名決定後速やかに茨城県企業局公共工事の入札、契約の過程及び契約内容の公表に関する実施要領(平成13年4月1日施行)の例により公表調書を閲覧に供するものとする。

(平成14年7月8日・平成16年4月1日・平成18年5月1日・一部改正)

(入札回数)

**第3条** 入札回数については、1回とし、前条第1号及び第2号の場合にあつては、公告において明示し、前条第3号の場合にあつては、監督規準第9条(第80条において準用する場合を含む。)の規定により指名業者に通知するときに、公表調書を添付することにより明らかにするものとする。ただし、電子入札に付する場合にあつては、別に定める入札心得において明らかにするものとする。

(平成14年7月8日・平成16年4月1日・平成18年5月1日・一部改正)

(留意事項)

**第4条** 会計規程第99条第1項(第107条において準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格又は茨城県企業局低入札価格調査制度実施運営要領(平成10年10月1日施行)第3条に規定する調査基準価格を設定しない場合においては、予定価格表(監督規準様式第5号)は封書にしないこ

とができるが、請負に付する額については、契約前に公表される事項とされていないことから、その取扱いに十分留意するものとする。

なお、最低制限価格又は調査基準価格を設定している場合については、予定価格表は、従来どおり会計規程第97条（会計規程第107条の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、封書にし開札の際にこれを開札場所に置かなければならないものとする。

- 2 予定価格を超える額の入札については、当該入札者の落札する意志の有無について疑義が生じるものの、入札参加業者個々の事情による積算結果を否定する根拠もないため、そのことをもって以降の指名等について不利益な取扱い等は行わないものとする。

また、入札を辞退した場合も同様とする。

- 3 入札において落札者がいないときは、監督規準第12条第3項（第80条において準用する場合を含む。）に規定する随意契約ができると認められる場合に該当しないものとする。

（平成14年7月8日・平成16年4月1日・平成16年9月1日一部改正）

（インターネットによる公表）

**第5条** 対象工事の予定価格については、第2条の規定による公表と同時にインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

（平成16年4月1日・一部改正）

#### 付 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定のうち、7千万円未満の対象工事については、別に定める日から施行する。
- 2 平成13年6月21日付け企総第353号企業局長通知「茨城県企業局予定価格事前公表の試行に関する実施要領の制定について」は、廃止する。
- 3 この要領の施行前に、公告を行った工事、公募案内を行った工事及び監督規準第7条の規定による通知を行った工事については、なお従前の例による。

#### 付 則

この要領は、平成14年7月8日から施行する。

#### 付 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、監督規準第7条（第80条において準用する場合を含む。）の規定による通知を行った工事及び委託業務については、なお従前の例による。

#### 付 則

- 1 この要領は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、公告、公簿案内又は監督規準第7条（第80条において準用する場合を含む。）の規定による通知を行った工事及び委託業務については、なお従前の例による。

#### 付 則

- 1 この要領は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、公告、公簿案内又は監督規準第7条（第80条において準用する場合を含む。）の規定による通知を行った工事及び委託業務については、なお従前の例による。

別紙様式

## 予定価格の事前公表調書

本件工事（委託業務）における予定価格は次のとおりです。  
なお、本件工事（委託業務）の入札執行回数は1回とします。

発注課（所）

---

1 工事名（委託業務名）

---

2 予定価格 

---

 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)